

債権執行事件の申立てについて

債権差押命令（強制執行）の申立てには、次の書類等が必要です。

- 1 **債権差押命令申立書**（表紙＋当事者目録＋請求債権目録＋差押債権目録をホチキスで綴じます。）
申立書表紙には申立印及び捨印を、各目録の余白には捨印を押印してください。
※ 債権者又は債務者について、債務名義上の住所等と現在の住所等が異なる場合は、当事者目録にその両方を併記し、転居、改姓等の経過を証する書面（住民票、戸籍謄本、戸籍附票等）を添付してください。マイナンバーの記載は不要です。
※ 債務者の氏名には、フリガナを付けてください。
※ 申立書表紙及び当事者目録に、連絡先の電話番号・FAX番号を記載してください。（当事者目録は債務者及び第三債務者にも送付されますので、支障がある場合は申立書表紙にのみ記載してください。）
※ 第三債務者に対する陳述催告の申立て（第三債務者に差押債権の有無等についての「陳述書」の提出を催告する手続を求めるもの）をする場合は、申立書表紙の該当箇所にレ点を付してください。
※ 養育費、婚姻費用分担金、扶養料その他の扶養義務に係る債権に基づく給料等債権の差押えについては、一般の場合と異なる特例が認められていますので、該当書式を参照してください。
- 2 **執行力のある債務名義の正本**（判決・和解調書・公正証書など、公的機関が債権の存在を確認した文書です。）
 - (1) 次のものは、債務名義の交付を受けた裁判所又は公証人役場に申請して、執行文の付与を受けてください。
判決正本、手形判決正本、和解調書正本、民事調停調書正本、公正証書正本、家事調停調書正本（家事調停で決められた慰謝料、解決金等を請求するとき）
 - (2) 家事審判書正本は、執行文は不要ですが、確定証明書が必要になります。
 - (3) 次のものは、執行文は不要です。
家事調停調書正本（養育費、婚姻費用分担金、扶養料、遺産分割金、財産分与等を請求するとき）、仮執行宣言付支払督促正本、仮執行宣言付少額訴訟判決正本
- 3 **債務名義の送達証明書**（債務者（相手）に債務名義の正本（謄本）が届いたことの証明です。）
債務名義の交付を受けた裁判所又は公証人役場に申請して入手してください。
- 4 **資格証明書**（証明日付は申立日より3か月以内のもの）
債権者、債務者あるいは第三債務者が会社など法人の場合、その法人の登記事項証明書又は代表者事項証明書を、法務局に申請して入手してください。
- 5 **申立手数料**
債務名義1通について4,000円分の収入印紙を申立書表紙に貼付して納めてください。
※ 債権者や債務者が複数の場合は、1名について4,000円
- 6 **郵便切手**（陳述催告の申立てをする場合）
合計2,816円分 内訳

{	1,130円分×1組（1,000円と100円と30円の組合せ）
	1,082円分×1組（1,000円と82円の組合せ）
	512円分×1組（500円と10円と2円の組合せ）
	92円分×1組（82円と10円の組合せ）

※ 債務者が複数のときは、1名増すごとに1,082円分の切手を1組ずつ、
第三債務者が複数のときは、1名増すごとに1,130円分と512円分の切手を各1組ずつ、追加してください（第三債務者は送達場所ごとに1名として計上します。）。
※ 以上に係る送達費用は執行費用として全額計上できます。
- 7 **各目録のコピー**（捨印は押さないでください。）
当事者目録……1部 請求債権目録…1部 差押債権目録…1部
- 8 **債権者の宛名を記載した封筒**（大きさは長形3号）1枚を提出してください。

問い合わせ先

仙台地方裁判所第4民事部債権執行係

〒980-8639 仙台市青葉区片平1-6-1（TEL022-745-6061又は6062）